

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則 の一部を改正する省令案について

1. 背景

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）においては、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理業務の支援及び住宅購入者等の利益の保護を目的とした機関を、全国に一を限って住宅紛争処理支援センターとして指定することができることとされている。（法第 82 条）

当該法人については、「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」（平成 18 年 8 月 15 日閣議決定）に基づき、平成 20 年 3 月 31 日の行政改革推進本部決定において、平成 20 年度中に指定基準に係る詳細な事項を法令で定めることとされたことを踏まえ、必要な手続きの透明性等を確保するために、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）の一部を改正する必要がある。

2. 改正概要

（1）「住宅紛争処理支援センター」の指定に係る申請手続

法第 82 条に規定する「住宅紛争処理支援センター」が指定を受けようとする際に国土交通大臣に提出する書類を定める。

①申請書の記載事項

- ・名称及び住所
- ・事務所の所在地及び業務を開始しようとする年月日

②申請書に添付する書類

- ・定款及び登記事項証明書
- ・申請年度及び前年度の財産目録及び貸借対照表
- ・申請年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書
（支援等の業務に係る事項とそれ以外を区分したもの）
- ・役員等の氏名及び略歴を記載した書類 等

（2）その他

本省令は、公布の日から施行する。

3. スケジュール（予定）

公布：平成 21 年 3 月下旬

施行：平成 21 年 3 月下旬（公布の日と同日）